

Reprinted from

KITAKYUSHU SHIRITSU DAIGAKU HOU-SEI RONSHU

Journal of Law and Political Science. Vol. XLIII No. 1・2

October, 2015

**-Zur Unschuldvermutung als das Recht des  
Beschuldigten.  
Die Diskussion um den Art.6 EMRK.**

**MIZUNO Yoichi**

北九州市立大学法政論集第 43 巻第 1・2 合併号 (2015 年 10 月) 抜刷

## 論 説

被疑者・被告人に認められる権利としての無  
罪推定

——人権条約 6 条に関する議論を参考に——

水 野 陽 一

## 論 説

# 被疑者・被告人に認められる権利としての無罪推定

—— 人権条約 6 条に関する議論を参考に ——

水 野 陽 一

1. はじめに
2. ヨーロッパ人権条約 6 条 2 項における無罪推定原則
3. わが国における無罪推定原則に関する若干の考察  
—— 被疑者・被告人に認められる権利として ——
4. おわりに

### 1. はじめに

周知の通り、わが国の刑事手続において、疑わしきは被告人の利益に（以下、*i.d.p.r.* とする）の原則、無罪推定原則は鉄則である<sup>(1)</sup>とされており、このことは法律学の初心者、既修者を問わず広く知られている<sup>(2)</sup>。この様に、*i.d.p.r.* 原則、無罪推定原則について、これが十分に担保されていなければならないという共通理解が存在するものではあるが、両者の示す具体的内容について不明確な部分も多い。わが国において無罪推定原則は、*i.d.p.r.* 原則と併せて言及されることが多く、例えば、両者の内容を同一であると

---

(1) 田口守一『刑事訴訟法〔第6版〕』349頁（弘文堂、2012年）。

(2) 山口邦夫『帝国崩壊後（1806年）のドイツ刑法学』163頁（尚学社、2009年）。

被疑者・被告人に認められる権利としての無罪推定（水野）

考えるもの<sup>(3)</sup>、またはその差異を強調しない見解が多数見られる。以上のように、我が国において無罪推定原則と i.d.p.r. 原則は、その内容がほぼ同一であると理解されている、もしくは両者の関係を相互補完的なものであるとして理解する見解が多数を占めているといっても過言ではないように思われる。<sup>(5)</sup>しかしながら、それ故に両原則が示す実質的意義が曖昧になっているという指摘がされ、歴史的考察を通じて無罪推定原則と i.d.p.r. 原則の内容の差異を明らかにし、無罪推定原則を現代的文脈において再定義しようとする試みが行われる。この見解によれば、検察官に挙証責任があるという説明に加えて、裁判官の顧慮すべき「免責、反対証拠の十分な検討」を求める証明法則を無罪推定の本質であるとし、被告人に対して認められる証拠調べ請求権を通じてこれが担保されるものであるとする。以上の見解は、これまでいわば一種のスローガンのように唱えられてきた無罪推定原則の内容を明確化しようとするものであり注目に値するものではあるが、これは公判廷における裁判官が顧慮すべき証明方法としての側面に力点を置き現代的な意味における無罪推定原則の内容を説明するものであり、本来、被疑者・被告人の観点から語られるべき無罪推定原則の実質についての全てを言及するものではないように思われる。以上に関して、従来から無罪推定原則を憲法 31 条における適正手続からの要請として捉え、被告人にはその有罪が決するまで適正手続による裁判を受ける権利が認められる

---

(3) 松尾浩也「挙証責任および推定」『刑事訴訟法講座第 2 巻』122、123 頁（有斐閣、1964 年）。

(4) 例えば、大久保隆志『刑事訴訟法』143 頁（新世社、2014 年）、川端博『刑事訴訟法講義』329 頁（成文堂、2012 年）、田口・前掲註(1)・349 頁、渡辺直行『刑事訴訟法〔第 2 版〕』523 頁（成文堂、2013 年）、等参照。

(5) 歴史的に見れば、両原則の起源、具体的内容に関して明確な差異が認められるものであった。山口・前掲註(2)・165 頁参照。しかしながら、後述のように両原則の示す具体的内容は、現代においてほぼ同義であるとして考えられている。

(6) 公文孝佳「無罪推定法理の再生 — 証明方法としての機能 —」刑法雑誌 45 巻 2 号 208 頁（2006 年）。

(7) 公文・前掲註(6)・216 頁以下参照。

被疑者・被告人に認められる権利としての無罪推定（水野）

とする主張がされてきた<sup>(8)</sup>。しかしながら、ここでもその具体的内容については、被疑者・被告人の処遇上の差別を禁じ、その人権および権利保障に資するものであるという説明がされるに留まり、無罪推定と被告人の権利保障との関係性について更なる検討を要する部分も認められる<sup>(9)</sup><sup>(10)</sup>。

他方、ヨーロッパにおいて、特にヨーロッパ人権条約6条2項が無罪推定原則について定めており、無罪推定原則は被疑者・被告人に認められる基本権保障に根ざした権利としての性格を有するものであることが古くから認識されている<sup>(11)</sup>。ここでは、被疑者・被告人に対する無罪推定について、これをその人権および基本権の一つであると理解し、全世界において妥当すべき最低限の権利であるとする<sup>(12)</sup>。人権条約上の無罪推定原則は、裁判官のする証拠評価の方法および、証明方法をその対象とするのみならず、被疑者・被告人の人権保障を通じた法的地位の保障を求めるものであるとし、これこそを無罪推定の本質であるとする。人権条約6条は、被疑者・被告人に対して公正な裁判を求める権利を認めるものであり、無罪推定原則は公正な裁判の実現にとって重要な要素であると理解される。ヨーロッパ人権裁判所は、無罪推定原則と公正な裁判原則との関係について言及しており、同原則が担保されるために必要となる要素についての具体的判断を行っている。我が国においても、少なくとも国際自由権規約(International Covenant on Civil and Political Rights)（以下自由権規約とする）14条を通じて公

---

(8) 田宮裕『刑事訴訟とデュープロセス』18頁参照（有斐閣、1972年）。

(9) 田宮・前掲註(8)・29頁。

(10) ヨーロッパにおける無罪推定原則の歴史について、人権を意識した刑事法改革の際にモットーとされてきたものであると指摘し、わが国においても人権と無罪推定との関係について意識されるべきであるとする主張がなされた。鴨良弼『刑事訴訟法の基本理念』117頁（九州大学出版会、1985年）。しかしながら以上の点について、現在においても更なる検討を要する部分が認められる。

(11) *Kühl, Unschuldvermutung, Freispruch und Einstellung*, S.9, 1983.

(12) Hock Lai Ho, *The Presumption of Innocence as a Human Right*, in *Criminal Evidence and Human Rights* 259, 261 (Paul Roberts and Jill Hunter, eds., 2012).

正な裁判原則が妥当する余地がある。それ故、被疑者・被告人に認められる権利としての無罪推定原則についても考慮されるべきであり、これを担保するための具体的方法について議論がされなければならない。

以上のような問題意識のもと本稿においては、人権条約上の無罪推定原則についての議論、特にドイツにおけるそれを概観、検討し、同原則が被疑者・被告人に対して認められる権利としての側面を有することを明らかにする。<sup>(13)</sup> 具体的には、無罪推定原則が公判において裁判官によって顧慮されるべき証明方法であるということを超えて、被疑者・被告人の基本権保障に根ざした法的地位の保障を求めるものであること、これが公正な裁判の実現にとって不可欠のものであることを論ずる。

## 2. ヨーロッパ人権条約6条2項における無罪推定原則

### (1) 発展の経緯

ヨーロッパ人権条約6条2項は、刑事上の罪に問われているすべての者は法律に基づいてその有罪が立証されるまでは無罪と推定される (*Everyone charged with a criminal offence shall be presumed innocent until proved guilty according to law*)、としている。これと同様の意義を有する文言は、世界人権宣言11条1項および自由権規約14条2項にも見いだすことができる。更に、1234年の *Glossa Ordinaria des Accursius*、1789年のフランス人権宣言9条においても無罪推定に関する既述があるなど、<sup>(14)</sup>

---

(13) ヨーロッパ評議会における公用語は、英語、フランス語とされている。それ故、人権条約において法的拘束力を有するのは、英語、フランス語の文言である。しかしながら、ドイツにおける無罪推定原則をはじめとする、公正な裁判原則等、国際人権法に対する積極的姿勢、それに基づく議論は、近年国際化の重要性を強調するわが国においても参考となるものであり、国際基準に合致した公正な裁判とは何かを考える際に有益となる。

(14) 無罪推定原則は、1789年のフランス人権宣言9条において、すでに言及されていた。Vgl. *Kühl*, (Fn.11), S.9.; *Rzepka*, *Zur Fairness im deutschen Strafverfahren*, 2000, S.49.

ヨーロッパにおいて古くから無罪推定原則の重要性が認識されていたことがうかがわれる。<sup>(15)</sup>

ヨーロッパ人権条約加盟国において、6条2項を根拠として無罪推定原則が妥当することに疑いはない。しかしながら人権条約加盟以外の国において、無罪推定について明文の規定が存在しない場合はどうだろうか。以上のような場合においても、法治国家原則および他の憲法規範、刑事訴訟法規などを通じて、無罪推定原則の適用は自明のこととされるケースがほとんどであろう。<sup>(16)</sup>ヨーロッパ人権条約加盟国における個別の状況を見ると、例えばドイツ憲法裁判所は、人権条約6条2項における意味での無罪推定原則は、基本法1条1項、2項1項および20条3項を根拠として直接適用されるとの判断を下している。<sup>(17)</sup>

更に、2010年に発効したヨーロッパ基本権憲章48条1項においても無罪推定原則について定められており、<sup>(18)</sup>ヨーロッパ連合域内において同原則が妥当することが確認された。ヨーロッパ基本権憲章における無罪推定原則の意義について、ヨーロッパ人権条約におけるそれと同様のものであるとされており、ヨーロッパ連合における人権保障にとって、人権条約が果たす役割の大きさがうかがわれる。<sup>(19)</sup>

## (2) 無罪推定原則の意義

人権条約6条2項の規定は、いわゆる無罪推定原則について規定するものであり、同原則は公正な裁判を実現するための重要な要素の一つである

---

(15) *Wolter in SK-StPO mit GVG und EMRK* 4. Aufl.2012, EMRK Art.6 Rn.175.

(16) *Wolter*, (Fn.15), Rn.176.

(17) 例えば、BVerfGE 74, 358(370)等を参照。

(18) *Meyer*, Charta der Grundrechte der Europäischen Union, 4.Aufl. 2014 Art.48 Abs.1, Rn.2ff.

(19) ヨーロッパ基本権憲章と、人権条約との関係について、拙稿「ヨーロッパ連合における刑事訴訟の共通基準について - 被疑者・被告人の防御権保障に関する者を中心に」*広島法学* 35巻2号177頁以下参照（2011年）。

とされ、すべての民主主義国家において妥当する被疑者・被告人の基本権保障に根ざした権利の一つとして理解されるものである。<sup>(20)</sup> 人権条約6条1項における公正な裁判を求める権利からも、無罪推定原則が演繹されるものであるとされるが、6条2項において再度無罪推定の要請が確認されること<sup>(21)</sup>で同原則の重要性が強調される。

無罪推定原則は、嫌疑の存在およびその程度にかかわらず、十分な刑事責任についての立証がなされていない状態において、刑罰から全ての者を保護するものである。<sup>(22)</sup> 同原則は、確定判決を通じてのみ、有罪の確証がもたらされることを要求する。それ故、裁判所の判断が下される前に、裁判官が被疑者・被告人の有罪が見込まれることについて言及することは許されず、その防御活動について否定的な発言をすることも認められない。<sup>(23)</sup> また、無罪推定原則とマスメディアとの関係も問題となる。人権条約1条の規定によれば、同条約は条約加盟国およびその国家機関に対してのみ効力を及ぼすものとされ、それ故に私人に対して無罪推定原則から生ずる義務を負わせることはできないものと解される。とりわけ、マスメディアによる犯罪報道が問題となるように思われるが、以上の理解に従えば、私的な報道機関による被疑者・被告人の刑事責任の存在に関する報道について、これは人権条約上の無罪推定原則と抵触するものではないといえるだろう。<sup>(24)</sup> また、人権条約10条との関係および、被疑者・被告人の人格権との関係において、無罪推定原則の内容が問題となる。<sup>(25)</sup>

---

(20) *Esser, Auf dem Weg zu einem europäischen Strafverfahren*, 2002, S.99f.

(21) 例えばドイツにおいて、憲法裁判所は、無罪推定原則を法治国家原則の要求するものとしており、これがドイツ基本法からの要請であることを認めている。BVerfGE 74, 358, (370).

(22) *Esser, Europäisches und Internationales Strafrecht*, 2013, Rn.270.

(23) *Lavents v Latvia* (App 58442/00)(28 November 2002) para 127.

(24) *Esser* (Fn.22) Rn. 273.

(25) 人権条約上の無罪推定原則から、直ちに行き過ぎたメディアの犯罪報道を規制することはできないといわざるを得ないが、被疑者・被告人の人格権保障の観点からはこれを肯定できる場合もあるように思われる。

### (3) 無罪推定原則の具体的内容

人権条約6条2項は、条約加盟国における裁判所に対して、予断を抱くことなく審理に臨むことを要求する。これは、偏見を抱いた裁判官から被疑者・被告人を保護することを目的とするものであり、裁判官に対して審理の対象となる被告人が犯行を犯した、という予断を抱くことなくその職責を果たすことを求めるものである。刑事手続における立証責任は刑事訴追側に課されるのであり、手続上の全ての疑いは、被疑者・被告人に有利に働くものでなくてはならないとされる。無罪推定原則は、裁判所に対する中立性維持の要請と密接な関連性を有する。裁判官は全ての訴訟結果について公正な態度を維持しなければならない。有罪判決は、当該手続における裁判所の確信に基づいた十分に裏付けられた事実認定に基礎づけられたものでなければならないのである。<sup>(26)</sup>

無罪推定原則は、裁判所以外の国家機関に対してもその効力を及ぼす。裁判所における確定判決前に、公務員が被疑者・被告人の有罪について言及した場合において、人権裁判所は無罪推定原則が侵害されたとする判断を下している。これは捜査機関に対しても同様であるとされ、捜査官が偏見を抱いて捜査活動を行った場合、同原則が侵害されたと判断される場合

---

(26) *Rzepka* (Fn.14), S.51. しかしながら、これに対して裁判所の独立に反するものであるとの批判もなされる。

(27) *Meyer-Ladewig*, *Kommentar zur EMRK*, 3.Aufl. 2011, Art.6 Rn.212.

(28) *Esser* (Fn.22), Rn.276. ドイツ簡易裁判所における手続の打ち切りの決定が行われた際に、裁判長が被疑者・被告人の有罪に関する高い蓋然性が認められる旨指摘し、これを理由として訴訟費用の補償が行われなくてもいい旨当該決定とは別に弁護人に対して文書で通知したことが、無罪推定原則に違反するものであるかが争われた。本事案において、人権裁判所は裁判長の行為は人権条約6条2項に違反しないとする判断をした。ここでは、ドイツ地方裁判所および憲法裁判所において、裁判長の行為が無罪推定原則に違反するものであることが明確に指摘されており、これを理由として人権裁判所は人権条約違反の認定をしなかったものであると考えられる。EGMR(III.Sektion), Urteil vom 28. 4. 2005 - 72758/01A. L./Deutschland, NJE 2006, 1113.



被疑者・被告人に認められる権利としての無罪推定（水野）

がある<sup>(29)</sup>。また、刑事訴追者としての検察官に対しても、無罪推定原則の遵守が求められる場合があるとされており、例えば第一審における無罪判決後、控訴手続期間において検察官が被告人の無罪を信じる裁判官は一人もいないとする旨の発言をした場合、これが無罪推定原則に抵触するものであるとの判断がされた<sup>(30)</sup>。

無罪推定原則は、刑事手続の全段階において妥当するものとされ、捜査手続をもその対象とする<sup>(31)</sup>。無罪推定原則の遵守について、捜査手続における被疑者・被告人の権利保障が極めて重大であるとする指摘がある。なぜなら、捜査手続において不当に被疑者・被告人の権利が侵害され、その結果自らに不利となる供述等がされた場合、公判においてその瑕疵を治癒することは困難となるからである。それ故、捜査手続段階における無罪推定原則の保障は、公正な裁判の実現にとって重要な要素となる<sup>(32)</sup>。無罪推定原則は捜査手続段階においても妥当するものであると考えられるが、刑事手続における一定程度の嫌疑の存在を前提とした制度が常に無罪推定原則に反するというわけではない。例えば、逮捕状、勾留状は、通常一定以上の嫌疑性を前提に裁判所によってその発布が認められる。しかしながら、令状発付に関する司法審査が適切に行われている限りにおいて、これらの制度は無罪推定原則と矛盾しないとの判断がされている。しかしながら、嫌疑性の存在を前提とする刑事手続上の制度について、被疑者・被告人の防御権保障に配慮した運用が行われる必要があり、これが軽視されている場合には適正な司法審査が行われているとはいえず、人権条約6条2項違反

---

(29) *Poncelet v Belgium* (App 44418/07)(30 March 2010) paras 57-59.

(30) *Petyo Popov v Bulgaria* (App 75022/01)(22 January 2009) paras 92-97.

(31) *Esser* (Fn.20), S.99. 人権条約6条2項の規定は無罪推定原則について定めている。同条の規定によれば、無罪推定原則の妥当する範囲が公判に限定されるとする解釈も可能ではあるが、刑事訴追 (criminal charge) を広義に解すれば、捜査手続も本条の対象となるとされる。

(32) *Hock Lai Ho*, *supra* note 12, at 268.

(33) *Esser* (Fn.20), S.99.

被疑者・被告人に認められる権利としての無罪推定（水野）

が疑われることになる<sup>(34)</sup>。無罪推定原則を実質的に担保するためには、同原則の遵守についてのみ考えるのではなく、被疑者・被告人に如何なる権利が認められるのか、それが如何にして保障されるのかということについても考慮されなければならない。

上述したように、無罪推定原則は、刑事手続全段階において妥当するものであり、十分な法的立証がなされていない状況において被疑者・被告人が不当に処罰されることから保護するものである。それでは、被疑者・被告人が自らの意思で無罪推定原則に関わる権利の放棄することは認められるのであろうか。無罪推定原則を、法治国家主義原則から導き出される刑事捜査・訴追機関および裁判所に対して課される客観的義務と解するのであれば、被疑者・被告人が自らこれを放棄することはできないということになるだろう。以上の理解に従えば、被疑者・被告人が自白した場合においても、裁判所は、被疑者・被告人が自白したという事実に基づく先入観にとらわれることなく、その信用性について判断をしなければならない<sup>(35)</sup>。また、人権条約上の無罪推定原則を被疑者・被告人に認められる権利として位置づけ、これを公正な裁判実現のために重要な要素の一つであるとして理解した場合においても、被疑者・被告人が自らの意思でこれを放棄することはできないというべきであろう。なぜなら、無罪推定原則に関わる権利放棄、すなわち自らが無罪であることを主張する機会を放棄することを認めてしまえば、裁判所による誤った事実認定を誘発する虞があり、適正な刑罰権の行使を妨げてしまうことになりかねない。無罪推定原則の本質を被疑者・被告人が裁判所によって「形式的」に無罪者として扱われることであると理解し、これを被疑者・被告人の手で放棄してしまうことを認めてしまえば同原則の意義は事実上失われてしまうことになり、結果として公正な裁判の実現が阻害されてしまう事態が予想される。また、被疑者・被告人の真意に基づかない権利放棄が行われる危険性が存在すること

---

(34) *Wolter* (Fn.15), Rn.181.

(35) 特に、ドイツにおいては裁判官に対して事案の解明義務（§ 244 StPO）が課せられるため、無罪推定原則の有するこの様な性格が強調されることになる。

を看過してはならず、原則として裁判の終結まで無罪推定原則に則った訴訟運営が行われなければならない。先に見たように、無罪推定原則の示す内容は、被疑者・被告人を形式的に無罪として扱うことにとどまらない。刑事手続において被疑者・被告人が自らの無罪を主張するための十分な機会が認められなければならない、その有罪が法的に立証されるまでの間、被疑者・被告人は形式的にも実質的にも無罪である者として扱われなければならないのである。以上について、とりわけ人権条約6条3項において規定される権利保障が行われることが求められる。以下では、人権条約6条3項において認められる諸権利について簡単に概観しておく。

#### (4) 人権条約6条3項における権利保障と無罪推定

人権条約6条3項は、aからeまでの5つの項目毎に、被疑者・被告人の権利について言及するものであるが、これらはいくまで彼らに認められる最低限の権利（**minimum rights**）を列挙したものに過ぎず、公正な裁判原則より認められる権利を法的に定義したものでもなければ、例示したものでもない。<sup>(36)</sup>しかしながらこれらの諸権利は、公正な裁判を実現するための基本的要素として理解されるものであり、<sup>(37)</sup>全ての刑事手続において保障されなければならない権利であるとされる。<sup>(38)</sup>先に見た人権条約6条2項において規定される無罪推定原則と同様に、ここで示される被疑者・被告人に対して認められなければならないとされる諸権利は、公正な裁判を構成する基本要素であるとするのが人権裁判所の見解である。<sup>(39)</sup>既述のように、被

---

(36) *Schroeder, Der Fair-trial-Grundsatz im Strafverfahren, Europäisierung des Rechts, 2009/2010, S.187.*

(37) 2009年発効したリスボン条約により、ヨーロッパ基本権憲章がその法的拘束力を発揮するようになった。刑事訴訟において重要となるのは、とりわけ同憲章47-50条の規定である。ヨーロッパ基本権憲章48条2項は、被疑者・被告人の防御権保障について規定するものであり、同条の内容はヨーロッパ人権条約6条3項と基本的には同一であるとされる。拙稿・前掲註(19)・118頁参照。

(38) *Esser (Fn.20), S.400.*

(39) *Esser (Fn.20), S.400.*

疑者・被告人に対して認められる権利としての無罪推定原則は、人権条約6条1項における公正な裁判を求める権利からも演繹されるものではあるが、その重要性から6条2項においても再度明文の規定によって定められているものであると理解されている。また被疑者・被告人に認められる権利としての無罪推定原則が担保されるためには、人権条約6条全体に鑑みて必要な権利保障が行われなければならない、6条3項において定められる訴訟法的権利が十分に保障されているかということも重要となる。無罪推定原則が担保されるために必要となる権利保障について、捜査手続段階においてもこれが実践されることが必要となる。なぜなら、捜査手続段階において十分な権利保障が行われずに、被疑者にとって不本意な自白に代表される不利益供述が行われた場合等、その法的地位が不当に侵害された場合、後の手続（特に公判手続において）でこれを回復させることは容易ではなく、公判手続における無罪推定を担保することが事実上困難となることが予想されるからである。

#### ①人権条約6条3項 a

人権条約6条3項 a は、被疑者・被告人に向けられた被疑事実およびその根拠について、被疑者・被告人が十分に理解できる言語を用い即時に告知されることを求める。本条の規定は、手続の初期段階における迅速な情報告知により、自らがどのような被疑事実、根拠をもってして刑事捜査・訴追の対象となっているかを被疑者・被告人に対して十分に認識させることを目的とする。本条は、人権条約6条3項 b との関係において言及されることが多く、<sup>(40)</sup>被疑事実の告知を通じて、<sup>(41)</sup>防御活動の十分な準備期間が認められることを求める。被疑者・被告人が有効な防御活動を行うためには、自らに向けられた被疑事実を十分に把握しておくことが不可欠であり、これが如何なる法律的评价を受けているかについても告知されなければなら

---

(40) *Meyer-Ladewig* (Fn.27), Rn.224.

(41) *Esser* (Fn.22), Rn.243.

被疑者・被告人に認められる権利としての無罪推定（水野）

<sup>(42)</sup> 自らの被疑事実について告知される権利は、刑事手続の根幹に関わる権利の一つとして理解されるのである。<sup>(43)</sup> 本条が規定する被疑者・被告人に対する告知権について、その実質的保障のために、刑事捜査・訴追機関には、その保有する証拠の全面開示が求められる。告知される時期について、6条3項bが定める十分な防御活動の時間及び機会が侵害されることのないように配慮されなければならない<sup>(44)</sup>、可能な限り早い時点での告知が求められる。被疑者・被告人に対する告知義務について、被疑者・被告人の防御に関して不利益を与える可能性のある措置を裁判所が取る場合には、裁判所にもこれが課せられる<sup>(45)</sup>。

## ②人権条約6条3項b

人権条約6条3項bの規定は、被疑者・被告人の防御活動の準備のため必要となる十分な時間および機会を保障する旨定めるものであり、手続の準備に必要な十分な機会及び時間を認められなければならないとされる。<sup>(46)</sup> 本条にいう防御活動の十分な機会及び時間というのは、公判前における被疑者の防御活動に関するものに限定されるものではなく、公判開始後の被告人が行う防御活動についても、同様に保障されなければならない<sup>(47)</sup>。

## ③人権条約6条3項c

更に被疑者・被告人に対しては、刑事手続における適切な防御機会が認められなければならない。人権条約においても、多くの規定が被疑者・被告

---

(42) 以上に関して、訴因等の変更及び審理の対象となる事実の変更等があった場合においても、当該変更が被疑者・被告人に対して伝えられなければならないとされる。Vgl. *Meyer-Ladewig* (Fn.27), Rn.224.

(43) *Vogel/Matt*, StV 2007, 213.

(44) *Mattoccia v Italy* (App 23969/94)(25 July 2000) para 73.

(45) *Esser* (Fn.20), S.437.

(46) ここでいう十分な機会及び時間とは、公判において審理される全ての重要な争点について争うのに十分なものでなければならない。

(47) *Meyer-Ladewig* (Fn.27), Rn.227.

人の防御権保障について規定するものである。先に扱った人権条約6条3項bの規定と並んで、6条3項cの規定が特に重要なものとなる。人権条約6条3項cは、三つの権利を被疑者・被告人に保障する。すなわち、被疑者・被告人自らが防御活動を行う権利、被疑者・被告人の選任する弁護人を通じて防御活動を行う権利、一定の条件、とりわけその資力に欠ける場合に国費によって弁護人を依頼する権利である。以前は人権条約6条の適用範囲について、捜査手続がこれに含まれるか不明確であった。特に捜査手続における取調べの際に、弁護人依頼権が認められるのかについて議論が分かれた。いわゆる *Imbrioscia* 判決において人権裁判所は、人権条約6条の規定の目的について、第一義的に刑事訴追に関する判断を行う裁判所において公正な裁判の実現を保障するものであるとしながら、同条の規定の効力は公判前の手続においても及ぶものである旨判断し、人権条約6条3項cの規定が捜査手続においてもその効力を発揮するものであることを明らかにした<sup>(48)</sup>。更に後年になって、人権裁判所は、捜査手続においても手続の公正性が著しく損なわれる虞があることを指摘し、それ故に公判手続の開始前においても人権条約6条3項の規定が重要となる場合があると判示、そこで捜査手続段階においても公正な裁判原則が遵守されなければならない旨明確に示した<sup>(49)</sup>。

また本条の規定から、被疑者・被告人には弁護人との接見交通権が認められる。本条における接見交通権は、基本的に制限されてはならず、また接見時には捜査員等の立会が行なわれてはならないとされる。

---

(48) *Imbrioscia v Switzerland* (App 13972/88)(1994) 17 EHRR 441 para 36.

(49) *Jhon Murray v United Kingdom* (App 18731/91)(1996) 22 EHRR 29 para 62. 以上について、公判手続の開始される前、特に捜査手続の段階において、警察当局等が行う違法捜査により、被疑者・被告人の公正な裁判を求める権利が侵害された場合には、公判においていかなる防御活動を行おうとも、これが既に手遅れになっていることが想定されるとの指摘もあり、被疑者・被告人の側から見た手続の公正性維持のためには、人権条約6条3項において示される権利について、最低限これが保障されなければならない。

④人権条約6条3項d

人権条約6条3項dの規定は、人証（Zeugengewiss）に関する機会平等（Chancengleichheit）、武器対等（Waffengleichheit）を保障するものであり<sup>(50)</sup>。被疑者・被告人は自らの不利となる証言を行う証人に対して直接尋問することが認められるとされ、これは検察官に認められる権利と同等のものでなければならないとされる<sup>(51)</sup>。人権条約6条1項からも被疑者・被告人には証人尋問権が保障されるものであるが、本条の規定は再度これを確認し、同権利の保障をより強固にする意図があったものとされている。証人および鑑定人等に対して直接尋問する権利は、法治国家主義が妥当する刑事手続における模範的制度の一つであると理解され、当該権利はそれ自体が公正な裁判原則にとってきわめて重要な要素であるとの指摘がされる<sup>(52)</sup>。

⑤人権条約6条3項e

人権条約6条3項eの規定は、刑事上の罪を問われているすべての者は、裁判所において使用される言語を十分に理解できない場合において、無償で翻訳、通訳人を依頼できる旨定める。本条は、刑事手続において使用される言語を理解しない全ての被疑者・被告人に対して、無償で通訳・翻訳人を請求する権利を認めるものであり、これは対象となる被疑者・被告人の資力の有無に左右されるものではない<sup>(53)</sup>。また被疑者・被告人にとって弁護人との接見交通が非常に重要なものとなることから、弁護人との接見時に必要となる通訳人の請求も本条が対象とするものである<sup>(54)</sup>。本条が認める通訳・翻訳権の対象は、公判において書面及び口頭によって行なわれる訴

---

(50) *Wolter* (Fn.15), Rn.154.

(51) *Kostovski v the Netherlands* (App 11454/85)(20 November 1989) para 41.

(52) *Krausbeck*, *Konfrontative Zeugenbefragung: Vorgaben des Art. 6 Abs. 3 lit. d EMRK für das deutsche Strafverfahren* 2010, S.7.

(53) *Meyer-Ladewig* (Fn.27), Rn.249.

(54) *Meyer-Ladewig* (Fn.27), Rn.251.

被疑者・被告人に認められる権利としての無罪推定（水野）

訟活動以外にも、公判外、例えば証拠調べ請求手続等にも及ぶ<sup>(55)</sup>。人権裁判所は、被疑者・被告人が有罪判決を受けた場合において発生する通訳・翻訳費用の負担義務が、結果として人権条約6条における公正な裁判を求める権利を放棄、侵害する結果を生じさせ、公正な裁判の実現を困難なものとする可能性を指摘し、全ての被疑者・被告人に対して、その資力の多寡<sup>(56)</sup>に関係なく無償の通訳・翻訳権が認められなければならないものとする。

#### ⑥人権条約6条3項と無罪推定原則

以上、人権条約6条3項が求める被疑者・被告人の権利保障について概観し、若干の考察を加えた。ここで示される内容は、公正な裁判の実現にとって最低限の要請であるとされ、人権条約6条1項、2項と相互作用的な関係にあるとされる。すなわち、被疑者・被告人に認められなければならない公正な裁判を求める権利が保障されるためには、公平な裁判所における公正な聴聞の機会が認められ、かつ必要な権利保障が行われることで、被疑者・被告人は裁判の終結まで形式的にも実質的にも無罪の者であるとして取り扱われなければならないのである。更に、捜査手続段階において、無罪推定に反する被疑者の取り扱いが行われ、自白が不当に獲得されたような場合において、公判においてこれを撤回し無罪推定に基づいた法的地位を回復することが困難になることが容易に予想される。人権条約6条3項において求められる被疑事実の告知、十分な防御準備期間の保障を前提とした防御権、特に弁護人依頼権、通訳・翻訳権の保障が十分になされていない場合には、捜査手続段階における無罪推定が担保されているとはいえ、被疑者に認められるべき公正な裁判を求める権利が侵害されている

---

(55) BGH NJW 2001, 309.

(56) *Esser* (Fn.20), S.507.



被疑者・被告人に認められる権利としての無罪推定（水野）

と考えられなければならない<sup>(57)</sup>。また、この様な場合においては、被疑者・被告人の黙秘権、自己負罪拒否権の侵害が疑われることになる。以下では、無罪推定と黙秘権、自己負罪拒否権との関係についても若干言及しておく。

## (5) 無罪推定と黙秘権、自己負罪拒否権

人権条約の規定において、被疑者・被告人の自己負罪拒否権について直接に言及するものはない。しかしながら、自己負罪拒否権は、公正な裁判原則の重要な要素の一つであるとされ、人権条約6条1項の規定から演繹されるものであるとされる<sup>(58)</sup>。自己負罪拒否権は、主に黙秘権の保障及び自白強要の禁止という二つの要素から構成され、人権条約6条1項において規定される公正な裁判を求める権利にとってその核となる要素として理解される<sup>(59)</sup>。自己負罪拒否権について、とりわけ捜査機関等における被疑者取り調べが行われる際に問題となり、被疑者が黙秘しようとする意思が尊重されなければならない。被疑者が、自らの意思に反し供述することを強要されることがあってはならず、自己負罪拒否権の保障は、無罪推定原則の保障の観点からも重要なものとなる。正当化し得ない行為を通じ被疑者・被告人の意思に反して得られた証拠物に基づいて、刑事訴追機関が被疑者・被告人を訴追することは認められないのである<sup>(60)</sup>。直接的な強制手段を用いて、供述の獲得が行われた場合には、当該行為が人権条約6条に違反する

---

(57) また、人権条約6条3項dが反対尋問権の保障について規定する。これは、公判手続において被告人に対して認められなければならない重要な権利の一つであり、自らを訴追する目的で召還された証人の証言の証拠価値について争うために必要不可欠となるものである。当該権利は、公判段階における無罪推定原則の担保にとって極めて重要なものとして位置づけられる。しかしながら、捜査手続段階における無罪推定に基づく被疑者の取り扱いが行われていなければ、公判におけるこのような権利保障の実質的意義も失われかねないと思われる。

(58) *Esser* (Fn.22), Rn.240.

(59) *EGMR* (Zweite Sektion), Urteil v 3. 5. 2001 - 31827/96 J. B./Schweiz, NJW 2002, 499.

(60) *Krumpholz v Austria* (App 13201/05)(18 March 2010) para 32.

ことに疑いはない。証言の強制が疑われる場合において、人権裁判所は、強制の理由および用いられた手段の性質等、得られた証拠物が何に対して用いられたかについて考慮したうえで、裁判の公正性が十分に担保されていたかを審査する<sup>(61)</sup>。

更に人権裁判所は、自己負罪拒否権の保障に関して、自白を引き出すために行なわれるすべての詐術的行為、とりわけ潜入捜査官等によって行なわれる自白獲得のための誘導なども、当該権利を侵害する行為とされる場合がある旨判断する<sup>(62)</sup>。警察当局が秘密裏に情報提供者から情報を得た場合に、これが被疑者・被告人の黙秘権を侵害するものであるとされた裁判例がある。特にある者が警察の協力者である身分を隠して被疑者・被告人に接触し供述を獲得し、これを警察当局にリークした場合、被疑者・被告人の会話を盗聴した場合等において、このような捜査手法を用いることは被疑者・被告人の黙秘権を侵害するものであるとされた<sup>(63)</sup>。しかしながら、上記のような潜入捜査が行われ、そこから被疑者・被告人に関わる証拠が得られたとしても、これが即座に公正な裁判原則に違反するというわけではないことに留意する必要がある。人権裁判所は、潜入捜査官及び警察の協力者等と、被告人等が自らの意思で会話したか、そこに身体的、心理的圧力が加えられていなかったか等を審査して刑事手続全体の公正性が維持されているかを判断するものであり、潜入捜査等の手法によって得られた証

---

(61) EGMR (Große Kammer), Urteil vom 29. 6. 2007 - 15809/02 u. 25624/02 O'Halloran u. Francis/Vereinigtes Königreich, NJW 2008, 3549. 更に、黙秘権の保障は、強制処分を通じて得られた身体に関わる証拠物が許容されるかという問題と密接に関わるものである。特に、証拠収集に用いられる身体に対する強制処分が人権条約3条に抵触するような場合においては、これが同時に黙秘権を侵害することが考えられ、これを肯定する裁判例がある。

(62) Schroeder (Fn.36), S.193.

(63) Allan v the United Kingdom (App 48539/99)(5 November 2002)

本事例において警察当局は、身分を偽らせた協力者に捜査機関内の留置場にいる被疑者と接触を図らせ、その供述等を得ようとしたものであった。

抛物以外にも有罪判決を基礎づける有力な証拠があったかについてもこれを考慮する<sup>(64)</sup>。

また、被疑者・被告人が黙秘することから、何らかの推論を導くことは原則認められない。というのは、黙秘権保障は、公正な裁判を実現するための中核的要素であると理解されるものであり、黙秘権を行使することから被疑者・被告人に対する不利益を導くようなことがあってはならないからである。特に注意を要すべきは、以下のような場合であろう。警察当局における被疑者取調が行われる際に、被疑者が黙秘及び不完全な供述を行い、ここからその不利となる事実の推認が行われたような場合である。このような状況における被疑者に対する不利益推認について、常にこれが刑事手続から排除されるとはいいきれないが、黙秘および不完全供述からどのような事実が推認されたかということが考慮されたうえで、個々の事例における状況が十分に審査されたうえで手続全体の公正性が維持されているかについて判断が行われなければならない。ここで特に重要となるのは、刑事捜査・訴追当局による証言の強制が行われたか、弁護人の立ち会いが行われたか、取調が行われる時点で被疑者・被告人が黙秘権行使する旨の意思表示をしていたかということである。特に弁護人の立ち会いの有無は重要な要素であるとされ、警察等における最初の取り調べが行われる時点で、被疑者・被告人に対して弁護人依頼権が認められていない場合、人権条約6条違反が疑われる。被疑者・被告人へ対する黙秘権保障は公正な裁判原則を構成する重要な要素であり、被疑者・被告人の黙秘から推認され

---

(64) 以上の要素を考慮して、潜入捜査が行われた場合であっても、これが人権条約6条に違反するものではないとされた裁判例がある。例えば、*Heglas v the Czech Republic* (App 5935/02)(1 March 2007) またドイツ連邦裁判所は、潜入捜査官が被疑者・被告人の不利となる証言を引き出し捜査当局にリークした場合でも、証言が強制されたものでなければ、当該捜査手法は許容されるとする旨の判断を下している。BGH v.18.5.2010, 5 StR 51/10.

(65) *Meyer-Ladewig* (Fn.27), Rn.139.

た事実を主たる根拠として裁判所が被疑者・被告人に有罪判決を下してはならない、というのが人権裁判所の立場である。

以上検討したように、黙秘権および自己負罪拒否権を侵害する刑事捜査・訴追機関の行動は、全て公正な裁判原則に違反するものであり、厳に慎まなければならない。また、この様な刑事捜査・訴追機関の行動は、被疑者・被告人の無罪推定の観点からも非常に問題がある。刑事捜査・訴追機関の行う捜査活動は、その性格上個人の権利を侵害する場合があります、これを正当化するための要件としてある程度の嫌疑性が求められることになる。人権裁判所の判断においても、被疑者・被告人の嫌疑性を前提とする刑事手続上の制度は、これが認められるものであるとされている。とはいえ、被疑者・被告人が無罪であるとして取り扱われる権利、もしくは自らが無罪であると主張する機会が損なわれるような捜査手法が肯定されることはあってはならず、公正な裁判を求める権利が侵害されてはならない。また、被疑者・被告人の黙秘権行使から、その不利となるべき事実を推認することが許容される場合、無罪推定原則の担保が行われていないというばかりか、事実上の有罪推定を認めることになる。黙秘権の行使＝有罪の推認というのは、自らの無罪を主張したがために、その有罪を認定されるということに等しいものであり、決して許されてはならない。

## (6) 小括

人権条約6条における意味での裁判の公正性維持のためには、その1項、2項、3項における全ての要素が考慮されなければならない。特に6条2項が無罪推定原則について定めるものであるが、同原則の担保のためには6条1項が定める公平な裁判所における公正な聴聞の実施、3項が定める被疑者・被告人に対する訴訟法的権利の保障がされることも必要となる。ここには、刑事手続の全段階において、被疑者・被告人の主體的地位が保障されなければ無罪推定の実現、ひいては公正な裁判の実現はないという考えがある。無罪推定原則を担保するためには、被疑者・被告人を形式的に無罪として扱うことにとどまらず、被疑者・被告人に対してその無罪を

被疑者・被告人に認められる権利としての無罪推定（水野）

主張、立証する機会を実質的に保障することも重要となる<sup>(66)</sup>。前者の意味において、裁判所や他の公的機関の配慮ということが必要となるが、後者の意味においては人権条約6条3項における意味での権利保障に加え、公正な裁判原則から演繹される包括的黙秘権、自己負罪拒否権等の保障が重要となり、特に被疑者・被告人の法的地位を担保するための積極的措置が講じられることが求められることになる。以上のことから、人権条約における無罪推定原則には、裁判所にその考慮が求められる証明方法としての側面と、訴追されている者に対して自らの無罪を主張する機会を保障しなければならないという被疑者・被告人の権利としての側面が認められることになるだろう。また、無罪推定原則の権利として側面を認め、被疑者・被告人に対して自らの無罪を主張する十分な機会を保障するということは、同原則が公判前の手続、特に捜査手続段階においても妥当ししなければならないことを意味する。例えば、捜査手続段階において、被疑者が捜査活動という国家活動の単なる客体として扱われ、捜査機関によって自白等、被疑者に不利となる証拠が不当に獲得された場合を想定しよう。このような場合、捜査手続における不利を公判手続で挽回することは容易ではない。確かに裁判官による適切な証拠評価が行われれば、捜査手続における瑕疵の回復が見込まれる可能性もあるが、一度した不利益供述等の撤回は容易ではないのであるから、被疑者の法的地位が不当に侵害されることのないよう、無罪の主張をする十分な機会が認められるのに必要な権利保障が被疑者に対して行われることが肝要となるのである。

以下では、ヨーロッパ、特にドイツにおける議論を参考にしながら、被疑者・被告人に対して認められる権利としての無罪推定原則について、わが国における具体的問題との関係において若干の考察を行う。

---

(66) 既述の通り、ドイツ憲法裁判所は、基本法1条1項、2条1項、20条3項等を根拠に、公正な裁判原則がドイツ国内において直接適用されることを認めている。これは、同原則が被疑者・被告人の人間の尊厳保障に根ざした主体的地位の尊重を前提とするものであることを前提としていることを意味しており、無罪推定原則についても同様に解される。

### 3. わが国における無罪推定原則に関する若干の考察 —— 被疑者・被告人に認められる権利として ——

#### (1) わが国における現況

既述の通り、わが国の刑事手続においても無罪推定原則は鉄則であるとされているものではあるが、同原則について直接に明言した規定は、憲法規範を含む国内法に見いだすことはできない。しかしながら、明文による根拠規定がないとはいえ、無罪推定原則の法規範性は、わが国において従来から承認されているものであるといえ、刑事訴訟法の諸規定からもそのことがうかがわれるとされる。例えば、起訴状一本主義について定める刑事訴訟法 256 条 6 項の規定があり、これは裁判所における予断排除、公平な裁判の保障するものであるとされ、無罪推定原則を裏付けるものとされる。<sup>(67)</sup> この他にも、刑事訴訟法 298 条 1 項における証拠調べ請求権等が無罪推定原則との関連において言及されるものではあるが、これらはいずれも同原則の具体的内容に関して、裁判官にその顧慮が求められる証明方法としての性格を強調するものである。<sup>(68)</sup>

以上の理解とは異なり、無罪推定原則は、端的に被疑者・被告人の自己負罪拒否権を意味するものであるとする見解も有力に主張される。<sup>(69)</sup> これによれば、被告人は自己に不利益な証言や証拠の提出を法律上義務づけられていないのであり、検察官にこそ犯罪事実を構成する全ての事実に関する証拠提出義務および、その証明義務が課せられるのであるとする。以上のように、無罪推定原則を自己負罪拒否権であると解したとしても、捜査段階においては未だに刑事訴追が行われていないのであるから弾劾主義は妥当せず、被疑者に供述の自由を認め不利益な口頭供述を強要しないことのみを無罪推定原則の示す内容であると考えられることはできる。そして、捜査

---

(67) 鴨・前掲註(10)・120頁。

(68) 例えば、公文・前掲註(6)・208頁以下参照。

(69) 渥美東洋『刑事訴訟を考える』234頁（日本評論社、1988年）。

段階において被疑者の支配領域から搜索・押収された証拠に基づいて公訴提起が行われ、公判手続において初めて弾劾主義が妥当し被告人はその不利益となる証拠を提出する義務がないという立場に立てば、結局のところ無罪推定原則と i.d.p.r. 原則の内容はほぼ同一のものとなる。<sup>(70)</sup>

わが国における実情に鑑みれば、公訴提起前の段階において、被疑者はその証拠方法としての立場が強調されるのみで、形式的にも実質的にもその当事者性は未だに認められていない。実際に、捜査段階において被疑者に認められる諸権利をみると、被告人のそれと比して制限的である場合が多く、更に捜査機関による取調についてもこれを是認するのが実務における一般的な考え方である。<sup>(71)</sup> 以上の事実は、無罪推定原則の保障にとって問題がある。確かに、無罪推定にとって公判廷における裁判官に対する要請が重要であることに疑いはない。しかしながら、既述の通り捜査手続段階において、被疑者の権利保障が十分にされず、その法的地位が不当に侵害されるような事態が生じた場合、特に自白等に代表される不利益供述が捜査機関によって不当に獲得された場合に、これを公判廷において挽回することは非常に困難となる。<sup>(72)</sup> 以上のような事態は、わが国における現行制度において存在する問題であり、刑事裁判官経験者等、刑事法実務家からも

---

(70) 渥美・前掲註(69)・235頁。

(71) わが国の捜査実務において、刑事訴訟法 198 条 1 項を根拠として、被疑者の取調受忍義務が肯定される。一方で、逮捕・勾留の目的が被疑者の逃亡・罪証隠滅の防止であることを強調し、取調受忍義務は否定されるとの主張もされる。平野龍一『刑事訴訟法』106頁（有斐閣、1958年）、田宮裕『刑事訴訟法〔新版〕』132頁（有斐閣、1966年）等。被疑者に対する取調を全て禁止することは、わが国の刑事法実務の現状に鑑みて困難であり現実的ではないが、少なくとも被疑者に対して最低限なされるべき防御権保障のあり方については検討、改善されなければならない。

(72) 以上に関して、我が国においては公判期日以外における被告人の不利益供述に関して定める刑事訴訟法 322 条 1 項の規定等との関係において問題となる。近年、その導入が模索される取調可視化の導入などによって、公判外における自白等、被告人のした不利益供述の任意性の問題が解決されることが望まれる。

被疑者・被告人に認められる権利としての無罪推定（水野）

指摘がされる<sup>(73)</sup>。

## (2) 国際人権法を根拠とした無罪推定原則

無罪推定原則の根拠規定について、国内法以外に目を向けると、わが国が批准する自由権規約 14 条を見いだすことができる。自由権規約 14 条の規定は、先に見た人権条約 6 条の規定と同様に、被疑者・被告人の公正な裁判を求める権利について定めるものであり、その構成についてもほぼ同一であるといえることができる。例えば、自由権規約 14 条 1 項は、各条約加盟国に対して適切な刑事司法の運営の確保を求め、その実現のために裁判所及び審査機関における平等、法律によって設置された独立した公平な裁判所<sup>(74)</sup>において、公平で公開された聴聞を受ける権利等を保障する。更に、同条 2 項において無罪推定原則について言及されており、刑事手続における挙証責任は訴追側に課される旨明言される。これは、訴追側による犯罪行為に関する嫌疑の合理的な疑いを超える証明が行われな限り、被疑者・被告人が無罪であることを前提とした刑事手続上の運用が行われなければならないことを意味する。また、同条 3 項においては、被疑者・被告人に対して認められなければならない権利保障について定められている。

以上のように、公正な裁判を求める権利は、被疑者・被告人に対して様々な訴訟法的権利を認めるものであるが、裁判の公正性が維持されているかという問題について、刑事手続全体、すなわち捜査手続、公判手続、更には公判外における全事情を考慮した総合的判断が行われるという点に特徴がある。それ故、無罪推定原則が担保されているかという問題についても、

---

(73) 木谷元判事によれば、現行刑事手続は圧倒的に検察有利に設計されており、結果として無辜の人間が処罰されるという事態を生んでいるとされる。また、裁判官がする事実認定の思考方法に関する諸問題についても言及され、これも無罪推定原則の担保を危うくする原因となっている旨の指摘がなされる。木谷明『刑事事実認定の理想と現実』193 頁以下参照（法律文化社、2009 年）。

(74) See STEFAN TRECHSEL, HUMAN RIGHTS IN CRIMINAL PROCEEDINGS 84-89 (2005).



同原則の内容それ自体について考えれば良いということにはならず、総合的な判断が行われなければならない。より具体的にいえば、手続全体において被疑者・被告人に認められなければならない最低限の権利保障が行われているか、公平な裁判所における公正な聴聞が行われているか、無罪推定原則が担保されているかについて、相互関係が考慮されながら総合的に判断されることになる。ここでは無罪推定原則の内容について、挙証責任の問題等、証明方法の枠を超えて、被疑者・被告人の無罪を求める機会が十分に保障されているかという観点からも検討がされなければならない。公平な裁判所における公正な聴聞は、被疑者・被告人に対して最低限度の権利が保障されている刑事手続を前提として<sup>(75)</sup>いる。また、公正な裁判原則が手続全体をその対象とすることからも明らかなように、被疑者・被告人に対して行われなければならないとされる最低限の権利保障は、当然に捜査手続段階においても行われなければならない、これが十分ではない場合には、被疑者・被告人に対して公正な裁判を求める権利が保障されたとはいえない<sup>(76)</sup>。公平な裁判所における公正な聴聞、無罪推定原則の担保、最低限の権利保障、これらの要素が全て考慮されることによって、初めて公正な裁判の実現が可能となる。以上の理由から、無罪推定原則の担保について考えるに際しても、手続全体における被疑者・被告人の権利保障がされた公平な裁判所による公正な聴聞の機会が保障されているかということが問題となる。捜査手続段階において被疑者・被告人の法的地位が十分に保障されていない場合においては、もはや公平な裁判所における公正な聴聞の機会が保障されることは期待できない。また、当然に公判手続における権利保障も重要であり、これが十分に行われていない場合も同様である。

---

(75) Hock Lai Ho, *supra* note 12, at 268.

(76) *Id.* at 275.

### (3) 無罪推定原則と被疑者・被告人に対して認められるべき最低限度の権利保障

公正な裁判原則は、被告人が公平な裁判所における公正な聴聞を受ける機会を認められなければならないものであるとする。これは、手続の全段階において無罪推定を前提としながら、被疑者・被告人に対して最低限認められなければならない権利保障が行われることを通じて実現される。以上についてわが国における状況を鑑みると、必ずしも公正な裁判原則の要求する水準を満たしていない部分が散見される。特に、捜査手続段階における弁護人依頼権、接見交通権、通訳・翻訳権の保障は不十分であるといわざるを得ず、被疑者の防御権保障の観点から疑問が残る。<sup>(77)</sup>先に見たとおり、無罪推定原則は、自己負罪拒否権そのものであるといわれることもあるが、被疑者・被告人の法的地位保障のために必要となる弁護権の十分な保障なくして、当該権利の行使ができるかは疑問である。更に、被疑者・被告人が外国人である場合、手続において使用される言語の十分な理解なくしては、弁護人との意思疎通、自らに認められた権利行使もままならないことから、通訳・翻訳権の保障も自己負罪拒否権、無罪推定原則の担保にとって重要な要素であるといつてよいだろう。このほかにも、公正な裁判原則から演繹される諸権利について、必ずしも十分な保障が行われていない部分が認められる。以上の問題について、わが国の刑事手続制度の現状を考慮しつつも、国際人権基準に合致した制度的保障が求められることになる。無罪推定原則を実質的に保障する為には、公判廷における被告人の権利保障は当然のことながら、捜査手続段階における被疑者の法的地位の十分な保障が図られる必要がある。少なくとも、被疑者が自らの法的地位を保全するために必要な制度的保障、国選弁護人依頼権の拡充、立ち会

---

(77) これら諸権利の保障に関する問題点について、拙稿「刑事訴訟における弁護人依頼権、接見交通権、通訳権の保障と公正な裁判を求める権利との関係について—ヨーロッパ人権条約6条における公正な裁判原則に関する議論を参考に—」広島法学34巻4号73頁以下参照（2012年）。

い権の保障等、いわば受動的な防御活動にとって必要となる権利保障については、これが拡大される必要がある。<sup>(78)</sup> 無罪推定原則の本質を被疑者・被告人に認められる自己負罪拒否権であると捉えた場合、当該権利が形式的にも実質的にも保障される措置が講じられなければならない。真の意味での無罪推定を実現するためには、捜査手続段階において、被疑者が自らを無罪であると消極的、積極的とを問わず主張する十分な機会を認められなければならない。

#### 4. おわりに

本稿において確認、検討したように、わが国において無罪推定原則は *i.d.p.r.* 原則とともに言及されることが多く、両者の示す具体的内容についてもほぼ同一のものであると考えられている場合が多い。しかしながら、以上のような理解は、両原則の示す具体的内容を曖昧なものとし、結局のところその実質的内容が何を示すものであるかを不明確なものとしている。従来からも、以上のような問題意識のもと、無罪推定原則の現代的意義を明らかにしようとする試みが行われたが、そこでは公判廷において裁判官に対して顧慮が求められる証明方法としての性格が強調され、同原則の性質についての全てを言及したものであるとはいえないものであった。

無罪推定原則を適正手続からの要請であるとして捉え、被疑者・被告人の自己負罪拒否権をその内容とするという立場からも、結局のところわが国における刑事手続制度に鑑みれば、無罪推定原則と *i.d.p.r.* 原則はほぼ同義のものであるとして理解されるものであるとされる。しかしながら、国

---

(78) 公正な裁判原則は、被疑者・被告人に対して様々な権利保障を認める。当該諸権利について、証拠開示及び証拠調べ請求権等、能動的な防御活動を行うためのものもあれば、弁護人依頼権、通訳・翻訳人依頼権等、自らの法的地位を把握、保全するために必要不可欠となるもの、いわば受動的な防御活動に関わるものがある。

際人権法における無罪推定原則の本質は、被疑者・被告人の人権及び基本権に由来するものであるとの理解がされ、公判廷において裁判官にその考慮が求められる証明方法としての性質に加えて、被疑者・被告人の権利保障を通じて実現されるべきものであると理解される。無罪推定原則を被疑者・被告人の権利保障の観点から捉えた場合、その十分な法的地位の保障が行われたかということが問題となる。公判前、特に捜査手続段階における最低限の権利保障と、これを通じた法的地位の保障が行われないことには、被疑者に対して無罪を主張する機会が認められたとはいえ、無罪推定原則が担保されていないといわざるを得ない。

国際人権法に由来する無罪推定原則は、有罪判決が確定するまで形式的に無罪として取り扱われることという意味を超えて、権利としての無罪推定という性格を有するものである。すなわち、被疑者・被告人には一定の権利保障を通じた法的地位が認められなければならない、これは無罪推定の要請を満たすものでなければならない。刑事捜査・訴追という国家的・社会的利益を追い求めるがあまり、被疑者・被告人の法的地位が脅かされるようなことがあっては、無罪の推定はなされず、それを前提とした公平な裁判所における公正な聴聞の実施も困難となり、結局のところ公正な裁判の実現は不可能となる。被疑者・被告人の無罪を推定するということは、自己負罪拒否、すなわち無罪を主張する機会を認めることであり、その為には人間の尊厳保障を通じた主体的地位の尊重を前提とした権利保障、法的地位の保障が行われることが必要となるのである。

ヨーロッパ人権裁判所は、当事者主義訴訟構造は公正な裁判実現のために有効なものであると位置づけるが、わが国における刑事手続制度において、国選人弁護制度、通訳・翻訳人制度など、公正な裁判原則の示す水準を満たしていない部分が散見される。もちろん適正な刑事捜査・訴追権が侵害され犯罪の解明が行われないなど、社会的利益、公的利益に反するような刑事手続制度の運用が行われてはならない。しかしながら、社会全体にとっての利益を過度に追い求めるがあまり、被疑者・被告人という個人の利益が軽視され、最低限認められるべき権利保障が行われないというこ

被疑者・被告人に認められる権利としての無罪推定（水野）

となれば、「無罪推定原則」は形式的にも実質的にも担保されていないということになる。

（本学法学部講師）